



## 令和8年度から固定資産税の全期前納報奨金制度が廃止となります。

令和7年9月議会において、「大治町税条例の一部を改正する条例」が可決され、令和8年度から全期前納報奨金制度が廃止となります。

### ●廃止理由

全期前納報奨金制度(第1期の納期限までに全期分を一括納付された場合に、報奨金が交付される制度)は、戦後の混乱した経済事情の中で、「税収の早期確保」と「納税意欲の向上」を図ることを目的として創設されました。昨今では、社会情勢の変化によりコンビニ納付、地方税統一QRコードを始めとした電子決済など納税手段が多様化したことで納税しやすい環境が整ったことや、納税者の意識向上により制度の目的は概ね達成されたと考えられます。こうした状況の中、本町の財政状況を鑑み本制度を廃止させていただくこととなりました。

### ●手続きのご案内

|                                                         |                  |                                         |
|---------------------------------------------------------|------------------|-----------------------------------------|
| <div>□座振替<br/>で全期前<br/>納となっ<br/>ている方</div> <div>➡</div> | ●引き続き全期前納を希望する場合 | 手続きは不要です。                               |
|                                                         | ●期別納付への変更を希望する場合 | 令和8年1月末までに役場収納課に<br>納付区分変更届出書を提出してください。 |
|                                                         | ●納付書払いを希望する場合    | 令和8年1月末までに金融機関に<br>□座振替廃止届出書を提出してください。  |

**問合せ先** 役場 税務課 内線160・178

## 休日納税(相談)窓口

町税の休日納税(相談)窓口を開設しますので、ご利用ください。

**と き** 12月6日(土)・7日(日) 午前8時30分～正午、午後1時～5時

**ところ** 役場 収納課 ※正面玄関は閉まっていますので、東側通用口からお入りください。

**問合せ先** 役場 収納課 内線120・122

## 個人事業税第2期分の納付をお忘れなく

個人事業税第2期分の納期限は12月1日(月)です。

第2期分の納付書は、8月にお送りした納税通知書に同封していますので、納期限までに納付してください。

なお、納付書を紛失された方は西尾張県税事務所へお問合せください。

**問合せ先** 西尾張県税事務所 課税第一課

県民税・事業税第二グループ ☎0586(45)3279



▲県HP

## 税を考える週間

国税庁では、毎年11月11日から11月17日までを「税を考える週間」として、納税者等の理解と協力を得られるよう、租税の役割や適正・公平な課税及び徴収の実現に向けた取組について、集中的に広報広聴施策を行っています。

詳細は国税庁ホームページをご確認ください。

**問合せ先** 津島税務署 ☎0567(26)2161



▲国税庁HP